

令和5年2月8日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名 令和5年度日本学術会議庁舎昇降機設備保守点検業務

ボックス番号 ⑤

数 量 一式

作 業 内 容 別紙仕様書の通り

契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

見 積 提 出 期 限 令和5年2月24日(金) 正午

見積書提出先及
び仕様書交付先 〒106-8555
東京都港区六本木7-22-34
内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係
TEL03-3403-1930

担 当 者 名 用度・管理係 高畑

競争に参加する者
に必要な資格及
び注意事項

①別添の「オープンカウンター方式について」を参照

②参加者は、見積書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕様書

- 1 件名 令和5年度日本学術会議庁舎昇降機設備保守点検業務
- 2 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 3 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木7-22-34）
- 4 対象設備
フジテック(株)製 インバータ制御乗用エレベーター 2台

項目	1号機	2号機
機種	ニューエリシオ RN-WP-9(600kg)-2S90-7T	ニューエリシオ RN-WP-9(600kg)-2S90-6T
設置年月	平成14年3月	
用途	乗用・車いす用エレベーター	
積載量	600kg（定員9名）	
速度	90m/分	
停止階数	7箇所（B1、1～6階）	6箇所（1～6階）
昇降行程	24, 540mm	19, 175mm
制御方式	可変電圧可変周波数・分散制御方式（インバータ制御）	
運転方式	2台方向性乗合全自動方式	
巻上機	昇降機の直上部に設置	
監視盤	1階受付内に設置	
機能仕様	主な機能 <セーフティ機能> ウェイビッカーS（地震時管制運転）、停電時自動着床運転、 火災時管制運転、最寄り階救出運転、扉開き不能救出運転、ド ア・セーフティシュー、セイフティ・ドアリターン、戸開き時 間自動調整、戸開き警報、インターホン、かご内停電灯、乗り 過ぎ検出（音声案内付）、自動着床修正運転 <車いす仕様> 戸開放時間制御・戸閉速度低減、かご入口光電装置	

5 作業内容

- (1) この仕様書は、昇降機設備における障害を未然に防止し、安全を常時確保するための保守点検の概要を示すものであるため、請負業者は建築基準法第12条に基づく定期検査（年1回）をはじめとして関係する法令等に準拠して当然実施しなければならないものはもちろん、わずかな部分であっても監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指示により、契約の範囲内で誠実に実施するものとする。
- (2) 保守の範囲はフルメンテナンスとし、巻上機、電動機、制御盤、監視盤、受電盤、信号装置、軌、扉関係、カゴ廻り、各部安全装置、その他運転上必要な箇所について実施するものとする。（別記参照）
- (3) 毎月1回以上、定期的に専門技術員を派遣し、点検、注油及び調整を入念に行い、常に安全な状態にあるよう整備する。なお、定期点検の実施日時は、監督職員等と協議し、決定することとする。
- (4) 機器の故障、損耗を事前に発見するよう努め、必要と認めた場合は、速やかに取替及び修理工事を行うものとする。この場合の経費については無償とする。
- (5) 故障等の緊急事態発生時の対応として、監督職員等からの連絡を24時間365日受け付けるものとし、緊急事態発生時には、直ちに専門技術員を派遣し、適切な処置を行うものとする。この場合の経費については無償とする。
- (6) 定期点検又は修理が終了した時は、速やかに報告書を提出し、監督職員等の承認を得ること。

6 その他

- (1) 作業内容によっては、必要箇所の養生を行うこと。
- (2) 資材等の搬出入にあたっては、職員及び来館者等に対する安全確保を図ること。
- (3) 部品交換等で発生材が生じた場合は、請負業者が関係法令を遵守し責任をもって適正に処分し、不法投棄等を行わないようにすること。
- (4) 各日の作業終了後は後片付けを行うこと。
- (5) 作業中に生じた事故等については、請負業者の責任において対処すること。
- (6) 請負業者の責めにより庁舎施設及び備品等に損害を与えた場合は、請負業者の負担により原状に復すること。
- (7) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義を生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に監督職員等と協議の上、解決を図ること。
- (8) その他詳細については、監督職員等の指示に従うものとする。
- (9) 本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (10) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を

理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号) 第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

(URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>)

昇降機設備保守点検作業項目

区分	点検項目
機械室	機械室の環境、制御盤、ガバナマシン ブレーキ、ゴムカップリング、各機器の外観、回転機、巻上機 マシン台、防振ゴム、そらせ車
昇降路	昇降路の環境、ワイヤーロープ・ロープソケット 制限・切替スイッチ、JB、ガイドシュー・給油器、各機器の外観 カウンターウエイト、トラベリングケーブル レール・ブラケット・プレート
かご	かごの走行及び着床、かごガイドシュー、給油器、減速・着床装置・JB セーフティ装置、救出口ロック・サービススイッチ、かごの外観 照明、表示、非常灯、操作盤、インターホンかご内室、外枠、シル 荷重検出装置・ファン
乗場	乗場の環境、非常解錠装置、押釦・標示装置、乗場の外観 ジャム・シル・トーガード、通話装置・ブザー
扉	扉の開閉、ドアオペレーター、ドアクローザ ドアスイッチ、ドアロック、ドア・セーフティシュー、光電管、扉の外観 ドアパネル、ドアガイドシュー、戸当ゴム
ピット	ピットの環境、ガバナテンション装置、安全スイッチ、ピットライト 各機器の外観、バッファ装置、オイルパン
他装置	リタイヤリングカム、吊車、管制装置・監視盤 オプション、フェッシャプレート

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の

取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要なと認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。